

第 8 回
石狩市地域防災計画・水防計画
改訂検討委員会
議 事 次 第

日 時：平成 24 年 10 月 19 日（金）15：00～17：00
場 所：石狩市役所 4 階 401・402 会議室

1. 開会
2. 委員長挨拶.....15:00～15:05
3. 前回議事録の確認.....15:05～15:15
 - (1) 前回議事の概要
4. グループ別意見交換.....15:15～16:30
 - (1) 情報提供
 - ・ 自主防災組織
 - ・ これまでのまとめ
 - (2) グループ別意見交換
5. グループ別意見発表.....16:30～17:00
 - (1) グループ別意見発表
 - (2) 全体を通しての追加意見について
 - (3) 委員長からの総括
6. その他
 - (1) 次回以降の開催予定について
 - ・ 第 9 回検討委員会 予定 1 月下旬
7. 閉会



第8回
石狩市地域防災計画・水防計画
改訂検討委員会

平成24年10月19日(金)
石狩市役所4階 401・402会議室

■グループ別意見交換の進め方

【本日の意見交換のテーマ】

◇自主防災組織の育成

◇第6回、第7回を振り返って
防災計画の記載を考える

～ 第7回までの検討テーマ ～

第2回・第3回・第4回

発災時の検討

【第2回】

○避難勧告・指示発令

【第3回】

○情報提供・取得・伝達

【第4回】

○避難行動(各災害の
避難場所・ルート等)

第5回

中間とりまとめ

第2回～第4回の
防災計画の記載イメージ

第6回・第7回

被災時・避難後の検討

【第6回】

○災害時要援護者の
避難支援対策

【第7回】

○応急対策

○避難所運営

自主防災組織の育成 現行の防災計画では

『基本編 第5章 災害予防計画』

【第8節 自主防災組織育成計画】で明記

第8節 自主防災組織育成計画	103
1 地域住民による自主防災組織	103
<u>2 自主防災組織の設置及び育成</u>	104
3 組織の編成内容	104
4 防災知識の普及	105
5 防災訓練の実施	105
6 防災資機材等の整備・点検	106
<u>7 自主防災組織への支援</u>	106

自主防災組織の設置及び育成

2 自主防災組織の設置及び育成

市内には、平成19年12月1日現在、70の町内会及び自治会で自主防災組織が結成されており、防災知識の普及活動や防災訓練への積極的な参加に取り組んでいる。

市は、引き続きこれら自主防災組織結成の促進を図るとともに、地域住民相互の緊密な連携のもと地域防災活動が行えるよう、町内会及び自治会を単位とする組織づくりの普及啓発を図り、その活動の推進に努める。

7 自主防災組織への支援

(1) 組織・支援に対する支援

(ア) 市は、町内会及び自治会を主体とした活動組織の編成を働きかける。

(イ) 市は石狩消防署と連携を図り、防災訓練・防災講習会等の実施を促進し、必要な支援を行う。

(2) 資機材に関する支援

(ア) 災害時や訓練等で使用する防災資機材及び防災資機材保管庫を貸与する。

◎市(公助)が『編成を働きかけ』や『必要な支援』を実施する計画

取り組みの継続



次のステップへ

◎『人員の確保』『スキルアップ』のために、
各自主防災組織が出来ること・すべきことは何か

自主防災組織の活動内容

○活動の基本

平 常 時	災 害 時
<ul style="list-style-type: none">・ 防災知識の普及・ 地域の安全点検・ 地域住民の把握・ 防災資機材の整備・点検・ 防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none">・ 被災情報の収集伝達、防災関係機関との連絡・ 地区住民の安否確認、避難誘導・ 出火防止の呼びかけ、初期消火・ 負傷者の救出・救護・応急手当・ 非常食等の救援物資の配布協力など

特に『平常時』において

◇活動内容をさらに具体化すべき部分は？

◇追加できる活動内容はないか？



これまでのまとめ

- 災害時要援護者の避難支援対策【第6回】
- 応急対策【第7回】
- 避難所運営【第7回】

(1) 災害時要援護者支援

記載のポイント① 市民（自助）・地域（共助）の要援護者支援の努力義務を明記

- ・自分の身を守ること（自助）を第一としつつ、平常時からの地域活動や避難時の互助、避難後の安否確認を努力目標として明示
- ・現状の災害時要援護者名簿に限らず、自治会等の地域活動の中で要援護者の把握することを明示

現状の記載

- ・「災害時要援護者支援マニュアル」の記載内容をもとに、被災後の安否確認を中心に記載

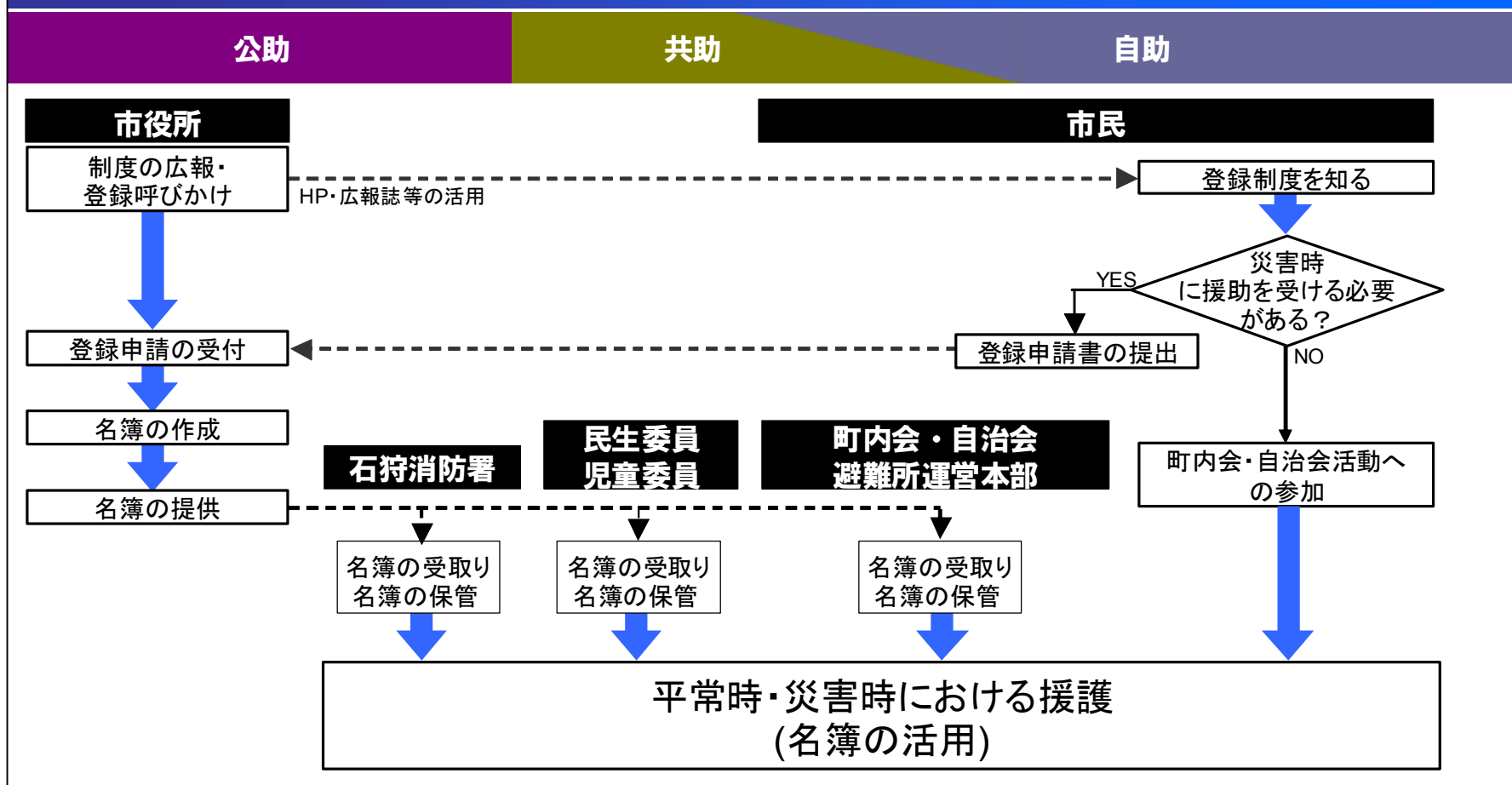
第9節 災害時要援護者（災害弱者）対策計画	107
1 制度の概要	107
2 災害時要援護者（災害弱者）の安否確認	107
3 外国人に対する対策	107
別図 災害時における安否確認等の実施フロー図	108
別表 災害時における要救援者登録申請書	109

(1) 災害時要援護者支援

記載案

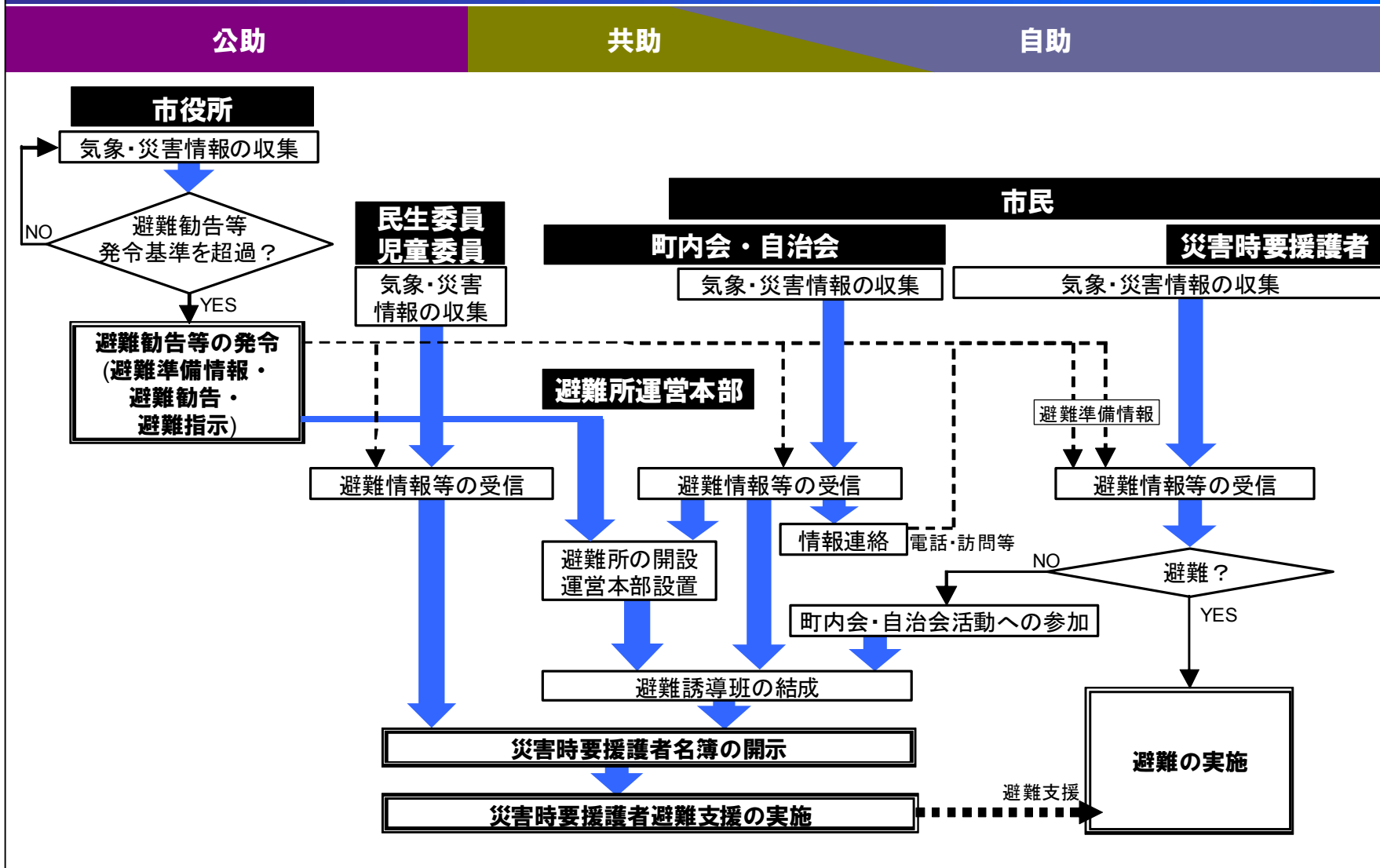
・「災害時要援護者支援マニュアル」の記載を中心にフローを分かりやすく変更

1 平常時(災害時要援護者名簿作成)フロー



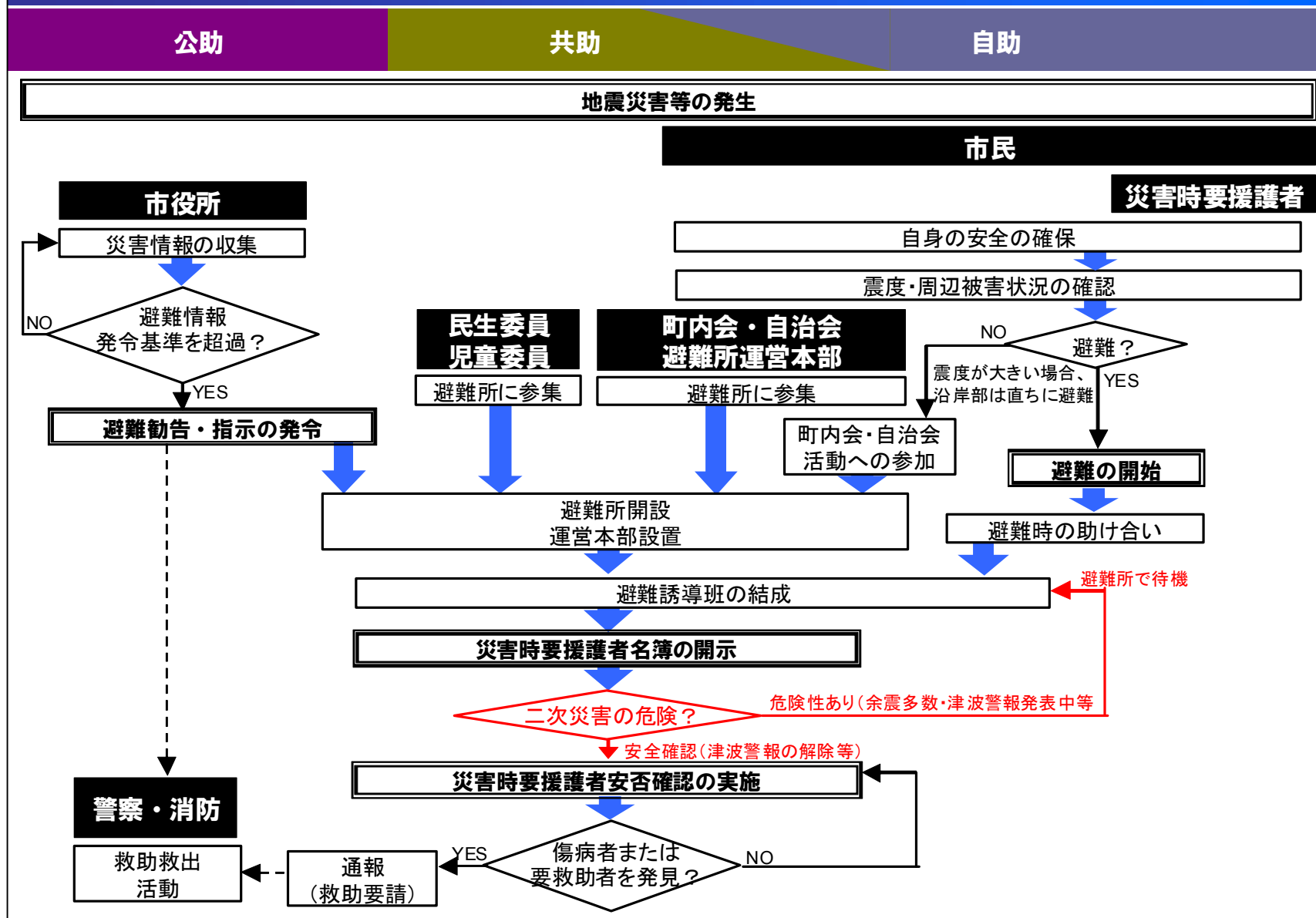
(1) 災害時要援護者支援

2 避難時フロー（時間的余裕のある場合：風水害等）



(1) 災害時要援護者支援

3 避難時フロー（突発的で時間的余裕のない場合：地震・津波等）



(2) 応急対策

記載のポイント① 活動の限界（安全の確保）を明記した中で、活動方法を記載

- ・ 災害発生時に自分の身を第一に守ることをその方法と共に努力義務として明記
- ・ 自分の身を守ること（自助）を第一とし、活動の限界（安全の確認出来る範囲）を明確にして、その中での自主防災組織（共助）の努力義務を明記

記載案	状況	自助(個人・家庭)	
		行動	
	時間経過	地震	津波
	地震発生 0分～1分	<ul style="list-style-type: none"> ● 落ち着いて自分の身をまもる。 ● 身を守ることを優先し、火の始末 ● ドアを開け、避難路を確保 	
	揺れが収まった 1分～5分	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災が発生したら初期消火 ● 家族の安全確認 ● ガスコンロ等の火の元のスイッチを切る ● ラジオなどで情報確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● 沿岸付近にいる場合、周辺の人に声を掛けながら、すぐに高台・高い建物に避難 ● ラジオなどで津波情報の確認
	5分～10分	<ul style="list-style-type: none"> ● 隣近所の安全確認 ● 非常持ち出し品を身近に用意 ● 家屋倒壊の恐れがあれば避難 ● 避難時にガス元栓・ブレーカーを落とすなどの防火対策 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大津波警報が出ている場合、さらに高い安全な場所に避難を開始する。 ● 救助等のために沿岸部に戻ったりしない。 ● 貴重品や備蓄品を取りに行かず、高い場所へ直接避難する。
	火災発見 倒壊家屋発見 負傷者発見 10分～数時間	<ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災活動に参加 (みんなで消火・救出活動) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 津波襲来中は、ラジオ等や安全な高台からの情報収集に努めて、沿岸部に近づかない。 ● 津波警報・注意報が解除されてから避難所へ避難する。
	半日から	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活必需品は各自の備蓄でまかなう (3日間程度) ● 協力しあって秩序ある生活 	



(2) 応急対策

(1) 防火・初期消火活動

記載内容: ◎出火防止活動の方法

◎火災発見時の消火活動の方法と開始・終了の目安(安全な範囲内の活動)

- 初期消火活動に関わる行動手順
- 活動の危険性の判断基準や消火活動の限界
(自主防災組織の活動終了の判断)



消防で内容を検討

(2) 救出・救護活動

記載内容: ◎安否確認、行方不明者(倒壊家屋の閉じこめ等)の搜索活動の方法

◎被災者の救出方法と開始・終了の目安(安全な範囲内の活動)

- 救出救護班を中心とした救出・救護活動の具体的作業内容
- 活動時の安全確保の方法と自主防災組織での活動限界(終了の判断基準)
(安全確保と二次災害の防止)
- 警察消防等へ通報時の注意点



消防で内容を検討

(2) 避難所運営

記載のポイント① ・地域（共助）の役割と避難所内でのルールの明確化

- ・避難所運営における避難所運営組織（共助）の役割の明確化
- ・避難所運営組織の各班と市（災害対策本部）間の情報の連絡・共有方法の記載

記載案

記載内容：◎避難所での役割分担
◎避難所内の基本的ルール
◎避難所内における災害時要援護者への配慮と支援

- 避難所運営本部の組織づくりと市災害対策本部との連携
- 避難所運営本部の班構成と役割（活動内容）
（役割や活動内容毎の連絡窓口の明確化）
- 避難所や地域が自主的に進めるべき活動
- 要援護者に対する施設内での配慮、情報提供等のあり方



避難所運営マニュアルを参考に拡充